

## 議案参考資料（その2）

- 大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第46号議案関係）……（1）
- 大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）（第46号議案関係）（2）
- 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正概要（第47号議案関係）……（4）
- 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）（第47号議案関係）……（5）
- 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）（第47号議案関係）……（8）

## 大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第46号議案関係）

### 1 改正の理由

消防団員等の公務災害に対する損害補償の算定の基礎となる日額（以下「補償基礎額」という。）については、消防組織法等の規定により、その基準を定める政令に従い条例で定めることとされている。当該政令が改正されたことに伴い、本条例も同様に改正するものである。

### 2 改正の内容

(1) 消防団員の補償基礎額を以下のとおり引き上げる。

階級	勤務年数	改正前	改正後	差額
団長及び副団長	10年未満	12,500円	12,900円	400円
	10年以上20年未満	13,350円	13,700円	350円
	20年以上	14,200円	14,500円	300円
分団長及び副分団長	10年未満	10,800円	11,300円	500円
	10年以上20年未満	11,650円	12,100円	450円
	20年以上	12,500円	12,900円	400円
部長、班長及び団員	10年未満	9,100円	9,700円	600円
	10年以上20年未満	9,950円	10,500円	550円
	20年以上	10,800円	11,300円	500円

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額を9,100円から9,700円に引き上げる。また、消防作業従事者等が通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められる場合における当該消防作業従事者等の補償基礎額の限度額を14,200円から14,500円に引き上げる。

(3) 扶養親族のある消防団員又は消防作業従事者等に対する補償基礎額の算定に当たり、当該扶養親族1人につき加算する額を以下のとおり改定する。

扶養親族	改正前	改正後	差額
配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	217円	100円	△117円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	333円	383円	50円

(4) 所要の条文整理を行う。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(補償基礎額) 第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<b>9, 100円</b>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の<b>0円</b>に比して公正を欠くと認められるときは、<b>14, 200円</b>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかにかに該当する扶養親族については1人につき<b>217円</b>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<b>333円</b>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</p>	<p>(補償基礎額) 第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<b>9, 700円</b>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の<b>0円</b>に比して公正を欠くと認められるときは、<b>14, 500円</b>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<b>100円</b>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<b>383円</b>を、第3号から第6号までのいずれかにかに該当する扶養親族については1人につき<b>217円</b>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</p>

<p>改正後</p> <p>にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円</td> <td>13,700円</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300円</td> <td>12,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,700円</td> <td>10,500円</td> <td>11,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	<p>改正前</p> <p>(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,500円</td> <td>13,350円</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,800円</td> <td>11,650円</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,100円</td> <td>9,950円</td> <td>10,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
階級		勤務年数																																			
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																		
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																		
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																		
階級	勤務年数																																				
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円																																		
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円																																		
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円																																		

# 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正概要（第47号議案関係）

## 1 改正の理由

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、当該基準に従い、本市の条例で定める事項について改正するものである。

## 2 改正の内容

### (1) 保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する特例の規定の新設

市長は、家庭的保育事業者等及び特定地域型保育事業者（以下「事業者等」という。）による保育内容支援（※1）の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の要件の全てを満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとする。

ア 事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

イ 次の要件を満たすこと。

(ア) 事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(イ) 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

### (2) 代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する特例の要件の追加

市長は、事業者等による代替保育（※2）の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であるときは、当該連携施設を確保しないことができることとする。

### (3) 一定の要件を満たす事業者等において、連携施設の確保をしないことができる経過措置の期間を以下のとおり延長する。

改正前	改正後
条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間	条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間

※1 乳幼児及び保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援をいう。

※2 家庭的保育事業所等及び特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、事業者等に代わって提供する保育をいう。

## 3 施行期日

令和7年4月1日

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際し</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際し</p>

改正後	改正前
<p>て、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおおむね当該代替保育連携協</p>	<p>て、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>

<p>改正後</p>	<p>力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>改正前</p>	<p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>



<p>改正後</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とす</p>
<p>改正前</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とす</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容</p>	<p>（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容</p>

改正後	改正前
<p>支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものを用いること。</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等 (2) 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。 (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。） (2) 略 4 略 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59</p>

改正後	<p>条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
改正前	<p>条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>